

令和7年

第4回定例市議会

# 条例議案等参考

(12月18日 追加提出)

阿久根市



議案番号	件名	ページ
55	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
56	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
57	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3



議案第55号参考 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）

(第1条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第56号参考 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）

(第1条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 6・7 (略)	(給与) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 6・7 (略)

(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 6・7 (略)	(給与) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 6・7 (略)

議案第57号参考 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）  
(第1条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(通勤手当) 第7条の4 (略) 2 通勤手当の月額は、通勤距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満のものについては <u>2,500円</u> とし、以下1キロメートル(1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする。)を増すごとに <u>600円</u> の額を加算して得た額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。ただし、その額が <u>13,300円</u> を超えるときは、 <u>13,300円</u> とする。 3・4 (略)	(通勤手当) 第7条の4 (略) 2 通勤手当の月額は、通勤距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満のものについては <u>2,460円</u> とし、以下1キロメートル(1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする。)を増すごとに <u>580円</u> の額を加算して得た額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。ただし、その額が <u>12,500円</u> を超えるときは、 <u>12,500円</u> とする。 3・4 (略)
(宿日直手当) 第8条の3 宿日直勤務_____を命ぜられ、その勤務に服した職員には、その勤務1回につき、 <u>4,700円</u> を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 _____ _____ _____	(宿日直手当) 第8条の3 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられ、その勤務に服した職員には、その勤務1回につき、 <u>4,400円</u> を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、 <u>6,600円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。 2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、 <u>22,000円</u> を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 3 前2項の勤務は、第8条、第9条及び第9条の2の勤務に含まれないものとする。
2 前項の勤務は、第8条、第9条及び第9条の2の勤務に含まれないものとする。	

<p>(期末手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
	2	円 196,900	円 243,300	円 277,300	円 311,300	円 334,400	円 368,500	円 422,600
	3	円 198,100	円 244,700	円 278,300	円 312,700	円 336,200	円 370,100	円 424,500
	4	円 199,200	円 246,100	円 279,300	円 314,100	円 337,900	円 371,700	円 426,300
	5	円 200,300	円 247,500	円 280,300	円 315,500	円 339,600	円 373,300	円 428,100
	6	円 202,000	円 248,900	円 281,300	円 316,600	円 341,300	円 375,100	円 429,900
	7	円 203,600	円 250,300	円 282,200	円 317,600	円 343,000	円 376,600	円 431,700
	8	円 205,200	円 251,700	円 283,200	円 318,800	円 344,600	円 378,200	円 433,500
	9	円 206,700	円 253,100	円 284,200	円 320,000	円 346,200	円 379,500	円 435,100
	10	円 208,400	円 254,300	円 285,200	円 321,600	円 347,900	円 381,100	円 436,600
	11	円 210,000	円 255,600	円 286,200	円 323,200	円 349,600	円 382,700	円 438,100
	12	円 211,600	円 256,900	円 287,200	円 324,800	円 351,200	円 384,200	円 439,600
	13	円 213,100	円 258,100	円 288,200	円 326,200	円 352,700	円 386,100	円 441,100
	14	円 214,800	円 259,300	円 289,500	円 327,800	円 354,300	円 388,000	円 442,400
	15	円 216,500	円 260,500	円 290,800	円 329,400	円 355,900	円 389,900	円 443,700
	16	円 218,200	円 261,700	円 292,000	円 331,000	円 357,400	円 391,700	円 444,900

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300
	2	円 184,600	円 231,500	円 266,300	円 300,300	円 323,100	円 356,900	円 410,200
	3	円 185,800	円 233,000	円 267,300	円 301,800	円 324,900	円 358,500	円 412,100
	4	円 186,900	円 234,500	円 268,300	円 303,200	円 326,600	円 360,100	円 413,900
	5	円 188,000	円 236,000	円 269,300	円 304,600	円 328,300	円 361,700	円 415,700
	6	円 189,700	円 237,500	円 270,300	円 305,700	円 330,000	円 363,500	円 417,500
	7	円 191,300	円 239,000	円 271,300	円 306,700	円 331,700	円 365,000	円 419,300
	8	円 192,900	円 240,500	円 272,300	円 307,900	円 333,400	円 366,600	円 421,100
	9	円 194,500	円 242,000	円 273,300	円 309,100	円 335,000	円 368,000	円 422,700
	10	円 196,200	円 243,400	円 274,300	円 310,700	円 336,700	円 369,600	円 424,200
	11	円 197,800	円 244,800	円 275,300	円 312,300	円 338,400	円 371,200	円 425,700
	12	円 199,400	円 246,200	円 276,400	円 313,900	円 340,000	円 372,700	円 427,200
	13	円 201,000	円 247,400	円 277,400	円 315,400	円 341,500	円 374,600	円 428,700
	14	円 202,700	円 248,600	円 278,700	円 317,000	円 343,100	円 376,500	円 430,000
	15	円 204,400	円 249,800	円 280,000	円 318,600	円 344,700	円 378,400	円 431,300
	16	円 206,100	円 251,000	円 281,200	円 320,200	円 346,200	円 380,200	円 432,500





58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	

		80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800					80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
		81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000					81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
		82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300					82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
		83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600					83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
		84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800					84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
		85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000					85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
		86	266, 200	305, 800	355, 700							86	256, 000	297, 100	346, 000				
		87	266, 500	306, 100	356, 100							87	256, 300	297, 400	346, 400				
		88	266, 800	306, 400	356, 500							88	256, 600	297, 700	346, 800				
		89	267, 100	306, 700	356, 700							89	256, 900	298, 000	347, 000				
		90	267, 400	307, 000	357, 100							90	257, 200	298, 300	347, 400				
		91	267, 700	307, 300	357, 500							91	257, 500	298, 600	347, 800				
		92	268, 000	307, 600	357, 900							92	257, 800	299, 000	348, 200				
		93	268, 300	307, 800	358, 100							93	258, 100	299, 200	348, 400				
		94		308, 000	358, 400							94		299, 400	348, 800				
		95		308, 300	358, 800							95		299, 700	349, 200				
		96		308, 700	359, 100							96		300, 100	349, 500				
		97		308, 900	359, 400							97		300, 300	349, 800				
		98		309, 200	359, 800							98		300, 600	350, 200				
		99		309, 500	360, 200							99		301, 000	350, 600				
		100		309, 900	360, 600							100		301, 400	351, 000				

<u>101</u>		310, 100	361, 100					<u>101</u>		301, 600	351, 500				
<u>102</u>		310, 400	361, 500					<u>102</u>		301, 900	351, 900				
<u>103</u>		310, 700	361, 900					<u>103</u>		302, 200	352, 300				
<u>104</u>		311, 000	362, 300					<u>104</u>		302, 500	352, 700				
<u>105</u>		311, 200	362, 800					<u>105</u>		302, 700	353, 200				
<u>106</u>		311, 500	363, 200					<u>106</u>		303, 000	353, 600				
<u>107</u>		311, 800	363, 500					<u>107</u>		303, 300	353, 900				
<u>108</u>		312, 100	363, 800					<u>108</u>		303, 600	354, 200				
<u>109</u>		312, 300	364, 200					<u>109</u>		303, 800	354, 700				
<u>110</u>		312, 600						<u>110</u>		304, 200					
<u>111</u>		313, 000						<u>111</u>		304, 600					
<u>112</u>		313, 300						<u>112</u>		304, 900					
<u>113</u>		313, 500						<u>113</u>		305, 100					
<u>114</u>		313, 700						<u>114</u>		305, 300					
<u>115</u>		314, 000						<u>115</u>		305, 600					
<u>116</u>		314, 400						<u>116</u>		306, 000					
<u>117</u>		314, 600						<u>117</u>		306, 200					
<u>118</u>		314, 800						<u>118</u>		306, 400					
<u>119</u>		315, 100						<u>119</u>		306, 700					
<u>120</u>		315, 400						<u>120</u>		307, 000					
<u>121</u>		315, 700						<u>121</u>		307, 400					
<u>122</u>		315, 900						<u>122</u>		307, 600					

		<u>123</u>		<u>316,200</u>							<u>123</u>		<u>307,900</u>				
		<u>124</u>		<u>316,500</u>							<u>124</u>		<u>308,200</u>				
		<u>125</u>		<u>316,800</u>							<u>125</u>		<u>308,500</u>				
定年		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	定年	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
前再		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	前再	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任用		円	円	円	円	円	円	円	円	任用	円	円	円	円	円	円	円
短時										短時							
間勤		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800		間勤	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
務職員										務職員							

(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(夜間勤務手当)</p> <p>第9条の2 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の<u>100分の25</u>を夜間勤務手当として支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(夜間勤務手当)</p> <p>第9条の2 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の<u>100分の30</u>を夜間勤務手当として支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

(勤勉手当) 第11条の5 (略) <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>	(勤勉手当) 第11条の5 (略) <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>
--	--

